髙和果公報

発 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 2 0 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告示			~	ページ
○保安林の指定 (3件)	(治)	山林江	首課)	1
○定置漁業の免許	(漁	業管 理	里課)	1
○定置漁業権の消滅の登録	(")	2
○定置漁業権の免許の内容となるべき事				
項等の定めの取消し	(")	2
○道路の区域変更	(道	路	課)	2
○建築基準法による道路の位置の指定	(建	築指導	算課)	2
高知県公安委員会告示				
○警備員指導教育責任者講習の実施				2
○警備員等に係る検定の実施				3
○警備員等に係る検定合格者審査の実施				4
高知県人事委員会公告				
○高知県職員等採用中級・初級試験の実	施			5
○高知県警察官B男性及び高知県警察官	B女作	生採月	用試験	
の実施				6
高知海区漁業調整員会指示				
○定置漁業の保護区域及び免許区域につ	いて	の指え	芹	8
入札公告				
○一般競争入札(不用パソコンの売払				
い) の公告	(情報	報政策	兼課)	8
○一般競争入札(土佐NET端末の借入				
れ)	(警	察本語	邻会	
	計詞	課)		9
○一般競争入札(四輪用運転シミュレー				
タ(集合講習用)の借入れ)	(")	10
告示				

高知県告示第437号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。

平成22年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

 指定に係る保安林の所在場所 須崎市上分字光弘乙228の1、乙1684、乙1685、乙1687

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字光弘乙1684・乙1685・乙1687 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。) 、乙228の1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第438号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。

平成22年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所 幡多郡黒潮町蜷川字カラストマリ3671、3674、字ヤライ3676 の 2
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第439号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。 平成22年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定に係る保安林の所在場所

幡多郡黒潮町御坊畑字ホトガナロ881、字ヌタツボ919、字下クタセ976のイ、976のロ、977のロ、字上ウツゲジリ1004、1005、1006の1、1007の4、字ウチノ尾1076、1077、字池ノ谷1096の3、字下池ノ谷1097の4、字ヲリ山1098の1、字シイノキ谷1100の6、1100の7、字上ノダン1138、字コヲジン1148、1149、1152から1154まで、字ヲクタクボ1161、1163、字ヲクウチビラ1173のイ、1173のロ、1174の3、1176、1178

2 指定の目的 水源のかん巻

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第440号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、次のと おり定置漁業を平成22年7月13日に免許した。

平成22年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権(1件)

漁場計 画のの公 る のの公 る る の の の る ろ る ろ る ろ れ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る	漁業権者の住所及 び氏名(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)	免許 の内 容	制限又は条件	存続期間
定 第 1,041 号	須崎市東糺町3番 4号 笹岡 博ほか6 名(九石大敷組 合)	平22年 4 高県示	昼夜間の漁具標識 を特に明りょうに すること。	平成 22年 7月 13日 か可 平成

	228	25年	
	号の	8月	
	とお	31日 まで	
	り	まで	

高知県告示第441号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。 平成22年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権

免許 年月 日	免許番号	漁業権者	漁業の 種類	消滅の 原因	消滅の登 録を行っ た年月日
平成 20年 9月 1日	定第1,021 号	須崎市東糺 町3番4号 笹岡 博 ほか6名 (九石大 敷組合)	定置漁業	放棄	平成22年 7月13日

高知県告示第442号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の定めを次のとおり取り消した。

平成22年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権

告示 年月 日	告示番号	免許番号	漁業の 種類	取消し 理由	取消し年 月日
平成 20年 5月 26日	高知県告示 第363号	定第1,021 号	定置漁業	放棄	平成22年 7月13日

高知県告示第443号

平成22年7月13日

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月13日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名野見港
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市多 ノ谷乙724		前	4. 5	246
須崎市多ノ郷字サガ ノ谷乙721番ハまで	後	4. 5	246	

高知県告示第444号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

平成22年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

地名	地番	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)	備考	
土佐郡土佐 町田井字実 張	1505番 9	4. 99	34. 67		

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第16号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成22年7月13日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
- (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等 に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下 「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成22年9月7日(火)から同月15日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習

平成22年9月13日(月)から同月15日までの3日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの 種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
- (1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とす る。

- ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の 検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5 号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定 する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以 下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務

CJ

に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に 係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいず れかに該当するものとする。

- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
- (1) 受講希望の事前申込方法
 - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以 下「受講希望者」という。) は、県内の各警察署又は社団 法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 LS ビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付す る警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込 書」という。) により事前申込みを行うこと。
 - イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシ ミリ (ファクシミリ番号088-871-4760) により行う。
 - ウ 申込みは、1 通につき1名とし、1 回の送信での受付 は、1 通のみとする。
- (2) 事前申込みの受付期間
 - ア 平成22年8月9日(月)及び10日(火)の午前9時から 午後4時までの間とする。
 - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ クシミリの表示時間によって行う。
- (3) 受講予定者の確定方法
- ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
- イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成22年8月11 日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行
- ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会にお いて、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以 下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。
- 5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手 続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成22年8月16日(月)から同月18日(水)までの午前 8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合 は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあっては住所地を管轄する 警察署とし、高知県外に住所を有する者にあっては高知県 内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様

式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込 手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮 影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたも の) 1 通

- イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1 诵
- (ア) 3の(1)のアに該当する者にあっては、3号業務 の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する 警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証 明書」という。)及び履歴書
- (イ) 3の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定 に係る合格証明書の写し
- (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあっては、2級検定 に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 3の(1)のエに該当する者にあっては、旧1級検 定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下 「合格証」という。) の写し
- (オ) 3の(1)のオに該当する者にあっては、旧2級検 定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあっては、交付 を受けている資格者証等の写し 1通
- 工 受講申込確認書 1通
- (4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直 接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得 講習にあっては38,000円、追加取得講習にあっては16,000円の 額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付す ること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

- 8 講習に関する問い合わせ先
 - (1) 高知県警備業協会 (電話番号088-824-3404)
- (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電 話番号088-826-0110内線3023、3024) 又は県内の各警察署 警備業担当係

高知県公安委員会告示第17号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警 備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施

平成22年7月13日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級 施設警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
- (1) 検定の実施日及び開始時間
 - 平成22年10月28日 (木) 午前9時
- (2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員 30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」 という。) 又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けら れた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有 する警備員」という。) で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受 けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、 当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知 識及び能力を有すると認める者として、施設警備業務1級 検定受検資格認定書(以下「1級検定受検資格認定書」と いう。)の交付を受けた者
- 5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90 パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に 合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合にお ける応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合にお ける応急の措置に関すること。
- 6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行う こと。

(1) 検定申請の受付期間

平成22年9月27日(月)から同年10月8日(金)まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から午後5 時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあっては住所 地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあっ てはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出す ること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

- (3) 提出書類等
- ア 検定申請書 1 通
- イ 県内に住所を有する者にあっては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあっては、いずれも提出することを要しない。)
- ウ 写真 (検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚
- エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
- (ア) 4の(1)に該当する者にあっては、施設警備業務 2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務 に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係 る書面
- (イ) 4の(2)に該当する者にあっては、1級検定受検 資格認定書の写し
- (4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の 額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す ること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

- 8 検定の実施に関し必要な事項
- (1) 受検時の服装

警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。

- (2) 持参品
 - ア 受検票
 - イ 筆記用具
 - ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運

動帽

- エ 雨着(雨天時に使用する。)
- オ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)
- 9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業 担当係

高知県公安委員会告示第18号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成22年7月13日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
- (1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査

- (2) 審査の実施日及び開始時間
 - 平成22年8月26日 (木) 午前9時30分
- (3) 審査の実施場所

高知市丸ノ内二丁目 4番30号 高知県警察本部

- 2 審査の実施予定人員
 - 50人
- 3 審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であって、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格 基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。 ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を 行わない。

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

5 審查申請手続

審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査申請の受付期間

平成22年8月2日(月)から同月13日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。

- (2) 審査申請書等の提出先
- ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
- イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しない ものにあっては、その属する営業所の所在地を管轄する 警察署
- ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有 する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のい ずれも有しないものにあっては、旧検定合格証の交付を 受けた警察署
- (3) 提出書類等
- ア 審査申請書 1 通
- イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証 を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業 所を有するものにあっては、当該住所地を疎明する書面 又は当該営業所に属することを疎明する書面 1 通
- ウ 写真(審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚
- エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通
- (4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- 6 審查申請手数料

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

- 7 審査の実施に関し必要な事項
- 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定 合格証を持参すること。
- 8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業 担当係

人事委員会公告

高知県職員等採用中級・初級試験を次のとおり行う。 平成22年7月13日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

大学等		試験区分	採用予定人員	勤務先
出先機関(福祉保健所等) 臨床検査技師 (県立病院) 看護師 22名 安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院等 初 行政 15名 知事部局等の本庁又は出先機関 警察事務 2名 警察本部各課又は各警察署等 学校事務 9名 県立学校又は市町村立小中学校等 土木 3名 知事部局(土木部)等限(土木事務所等) 林業 1名 知事部局(林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター 	1 '	司書	2名	県立図書館、高知女子 大学等
(県立病院) は幡多けんみん病院等 看護師 22名 安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院等 初行政 15名 知事部局等の本庁又は出先機関 警察事務 2名 警察本部各課又は各警察署等 学校事務 9名 県立学校又は市町村立小中学校等 土木 3名 知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等) 林業 1名 知事部局(林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター		歯科衛生士	1名	知事部局等の本庁又は 出先機関(福祉保健所 等)
は幡多けんみん病院等 は幡多けんみん病院等 15名 知事部局等の本庁又は出先機関 警察事務 2名 警察本部各課又は各警察署等 学校事務 9名 県立学校又は市町村立小中学校等 土木 3名 知事部局 (土木部)等の本庁又は出先機関 (土木事務所等) 林業 1名 知事部局 (林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関 (林業事務所、森林技術センター			2名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院等
級 出先機関 警察事務 2名 警察本部各課又は各警察署等 学校事務 9名 県立学校又は市町村立小中学校等 土木 3名 知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等) 林業 1名 知事部局(林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター		看護師	22名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院等
察署等 学校事務 9名 県立学校又は市町村立小中学校等 土木 3名 知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等) 林業 1名 知事部局(林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター		行政	15名	知事部局等の本庁又は 出先機関
土木 3名 知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等) 林業 1名 知事部局(林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター		警察事務	2名	警察本部各課又は各警 察署等
の本庁又は出先機関 (土木事務所等) 林業 1名 知事部局(林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター		学校事務	9名	県立学校又は市町村立 小中学校等
環境部)等の本庁又は 出先機関(林業事務 所、森林技術センター		土木	3名	知事部局(土木部)等 の本庁又は出先機関 (土木事務所等)
等)		林業	1名	環境部)等の本庁又は 出先機関(林業事務 所、森林技術センター
装備(警察) 1名 警察本部各課又は各警察署等		装備 (警察)	1名	警察本部各課又は各警 察署等

初級の「行政」、「警察事務」又は「学校事務」を受験する 人は、3つの試験区分のうちのいずれかを第1志望とし、残り の試験区分のうちのいずれかを第2志望とすることができる。

2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門 分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務に従事することがあ る

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人。ただし、初級の「警察 事務」又は「装備(警察)」を受験する人は、(2)について は、ア(日本国籍を有する人)に該当する人に限る。

- (1) 次に掲げる試験区分について、それぞれ次の年齢である人
- ア 中級の「司書」、「歯科衛生士」及び「臨床検査技師 (県立病院)」については、昭和58年4月2日以降に生 まれた人
- イ 中級の「看護師」については、昭和46年4月2日以降 に生まれた人
- ウ 初級の「行政」、「警察事務」、「学校事務」、「土 木」及び「林業」については、平成元年4月2日から平 成5年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法 (昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業し た人及び平成23年3月31日までに卒業見込みの人を除 く。
- エ 初級の「装備(警察)」については、昭和58年4月2 日以降に生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人
- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) に定められている永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者 等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号) に定められている特別永住者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に 掲げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない 人
- (4) 次に掲げる試験区分については、それぞれ次の要件を 満たす人
- ア 中級の「司書」については、司書となる資格を有する 人又は平成23年3月31日までに取得見込みの人
- イ 中級の「歯科衛生士」については、歯科衛生士の免許 を有する人又は平成23年4月30日までに取得見込みの人
- ウ 中級の「臨床検査技師(県立病院)」については、臨 床検査技師の免許を有する人又は平成23年4月30日まで に取得見込みの人

- エ 中級の「看護師」については、看護師の免許を有する 人又は平成23年4月15日までに取得見込みの人
- オ 初級の「装備(警察)」については、自動車整備士技 能検定1級、2級若しくは3級及び大型自動車第一種免 許を有する人又は平成23年3月31日までに取得見込みの 人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成22年8月13日(金)から同年9月1日(水)まで (日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時 15分まで(郵送による場合は、平成22年9月1日付けの 消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所(香美市)、高知県中央東土木事務所 (南国市)、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所(いの町)、高知県中央西福祉保健所(佐川町)、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所(四万十市)、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所、高知県名古屋事務所、高知県立安芸病院、高知県立芸陽病院(安芸市)及び高知県立幡多けんみん病院(宿毛市)並びに高知県人事委員会のホームページ

- (3) 申込書の提出場所 高知県人事委員会事務局
- 5 試験の日時及び場所
- (1) 第1次試験

試験区分	種目	日時	場所
看護師	教養試験專門試験	平成22年9月19日 (日) 午前9時から	(高知市試験会場) 高知市丸ノ内二 丁目 4 - 1 高知県庁北庁舎 (四万十市試験会場) 四万十市中村丸の内24 高知県立中村

. _

_				
				高等学校
	行政 警察事務 学校事務 装備(警察)	教養試験	平成22年9月26 日(日)午前9 時から	(高知市試験会場) 高知市鴨部二丁目5-70
	司書 歯科衛生士 臨床検査技師 (県立病院) 土木 林業	教養試験專門試験		高知県立高知 西高等学校 (四万十市試験 会場) 四万十市中村丸 の内24 高知県立中村 高等学校

(2) 第2次試験

試験区分	種目	日時及び場所
全試験区分	論文は まなは なは いは はは はは はは はは はは はは はは はは は	平成22年10月23日(土)から同月29日(金)までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程については、第1次試験の合格通知書に記載する。

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終 合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高 知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種	目	方法	内容
教養試験	全試験区分	五肢択一式	公務員として必要な一般的 知識及び知能についての筆 記試験で、中級の試験区分 にあっては短期大学卒業程 度、初級の試験区分にあっ ては高等学校卒業程度のも の
専門試験	司書 歯科衛生 士	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専 門的知識、技術等について の筆記試験

臨床検査 技師(県 立病院) 看護師 土木 林業	
---	--

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験(中級の 試験区分のみ)	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力 等についての筆記試験
作文試験(初級の 試験区分のみ)	文章による表現力、課題に対する理解力 等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論(中級の試験区分のみ)又は集団面接(初級の 試験区分のみ)及び個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどう かについての検査
身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうか についての検査(健康診断書の提出を求 める。)

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月上旬に、最終合格者の発表は11月中下旬に行う予定である。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名 簿に登載され、各任命権者(知事、公営企業局長、教育委員 会及び警察本部長)からの請求に応じて提示される。

各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採 用者を決定する。

なお、採用候補者名簿に登載されても、受験資格として免 許又は資格の取得が定められている試験区分については、そ れぞれの免許又は資格を3の(4)に記載する所定の日までに 取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成23年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。ただし、初級の「警察事務」又は「装備(警察)」の業務に従事することとなる採用者には、この任命に当たっての考え方は、適用されない。

9 給与

平成22年4月1日現在の初任給は、中級の「司書」の業務で153,300円(行政職給料表適用、短大(2年制)卒の場合)、中級の「歯科衛生士」の業務で156,000円(医療職給料表(2)適用、短大(2年制)卒の場合)、中級の「臨床検査技師(県立病院)」の業務で167,500円(医療職給料表(2)適用、短大(3年制)卒の場合)、中級の「看護師」の業務で189,400円(医療職給料表(3)適用、短大(3年制)卒の場合)、初級の試験区分の業務で140,600円(行政職給料表適用、高校卒の場合)であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとなることがある。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁 目 4 - 1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に平成22年度高知県職員等採用中級・初級試験案内が作成されているので、参照すること。

高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性の採用試験を次のとおり行う。

平成22年7月13日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分 採用予定人員

警察官B男性	16名
警察官B女性	3名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

3 受験資格

次の(1)から(3)までに該当する人

- (1) 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した人及び平成23年3月31日までに卒業見込みの人を除く。
- (2) 日本国籍を有する人
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に 掲げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない 人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成22年8月13日(金)から同年9月1日(水)まで (日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時 15分まで(郵送による場合は、平成22年9月1日付けの 消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付及び県内各警察署並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所 高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 体力試験 身体検査	平成22年10月17日 (日)午前9時から午後5時ごろまで	(高知市試験会場) 高知市城北町1 -14 高知県立高知 小津高等学校 (四万十市試験 会場)
			四万十市古津賀

			3711 高知県立幡多 農業高等学校
第2次試験	作文試験 口述試験 適性検査 身体精密 検査	平成22年11月11日 (木)から同月15 日(月)までの間 に実施する予定で あるが、詳しい日 程等については、 第1次試験の合格 通知書に記載す る。	高知市桟橋通四 丁目15-11 高知県高知南 警察署 高知市丸ノ内二 丁目4-1 高知県庁北庁 舎

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終 合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高 知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な高等学校卒業程度の一 般的知識及び知能についての五肢択一式に よる筆記試験
体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力を有し ているかどうかについての試験
身体検査	職務遂行に必要な身体を有しているかどう かについての検査

(2) 第2次試験

種目	内容
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等 についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団面接及び個別 面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうか についての検査

| 身体精密 | 胸部疾患の有無その他についての検査 | 検査 | |

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月下旬に、最終合格者の発表 は12月上旬に行う予定である。

8 任命

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて提示される。

警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採 用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成23年4月1日以降である。

9 給与

平成22年4月1日現在の初任給は、162,000円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験

試験区分「警察官B男性」の第1次試験は、高知県(高知県人事委員会)が東京都(警視庁)及び大阪府(大阪府警察本部)と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府の第1次試験を同時に受験したものとして取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第 1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する人とする。

都府名	受験資格		
東京都(警視庁)	昭和55年10月19日から 平成5年4月1日まで に生まれた男性	学校教育法による4年 制の大学等を卒業した 人及び平成23年3月31	
大阪府(大阪府警察本部)	昭和55年4月2日から 平成5年4月1日まで に生まれた男性	日までに卒業見込みの 人を除く。	

11 試験成績の開示

この試験の受験者(高知県を志望した人に限る。)は、成績の開示を請求することができる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁 目 4 - 1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826-0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120-032-376	高知市丸ノ内二丁 目 4 -30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されている ので、参照すること。

海区漁業調整 委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第60号

高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域につい て、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づ き、平成22年7月13日に次のとおり指示した。

平成22年7月13日

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

1 制限

保護区域内及び免許区域内では、当該漁業に著しく支障を及 ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群 を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁 権による場合は、この限りでない。

2 保護区域

別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基 準により示された同表の右欄に掲げる区域とする。

- (1) 基準線 免許区域の沖及び丘の区域線の中央を通過す る直線をいう。
- (2) 基準点
- ア 丘の基準点 基準線と免許区域の丘の区域線との交点 をいう。
- イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。 ウ 沖の基準点 基準線上、身網の基準点から沖合の点を
- (3) 前面及び後面 各基準点から基準線に直角をなす直線 の方向をいい、両口の場合は、端口の広い方向を前面とみ
- (4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。
- (5) 区域 別表の右欄に掲げる前面、後面及び沖合の距離

で示す各点と丘の基準点とを結ぶ直線により囲まれた区域 をいう。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側の区域を除 < .

3 指示の効力

この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時 までとする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年7月13日から平成25年8月 31日までとする。

別表

	免許漁業			保護区域	
漁場名	漁業権免許 番号	漁業の種 類	前面	後面	沖合
幡多郡黒 潮町灘沖 (灘沖)	定第1,040 号	ぶり、あ じ、その 他定置漁 業	920メ ートル	900メ ートル	550メ ートル
須崎市下 甲崎西沖 (須崎市 下甲崎西 沖)	定第1,041 号	II	310メ ートル	480メ ートル	320メ ートル

入 机 公告

不用パソコンの売払いについて、次のとおり一般競争入札に付 する。

平成22年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 入札に付する事項
- (1) 売払い物品の名称及び数量 一般業務用パソコン 345台
- (2) 売払い物品の機種名及び台数 入札説明書による。
- (3) 売払い物品の引渡場所 高知県文化生活部情報政策課
- (4) 売払い物品の引渡期限 平成22年8月31日
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載 すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に 参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21~23年競争入札参加資格者登 録名簿(物品購入等関係)」に登載されている者であるこ
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物 品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第 638号) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ ること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書に関する問い合わせ

郵便番号780-0870

高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル 高知県文化生活部情報政策課 電話番号088-823-9650 ファクシミリ番号088-823-9647

- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 手渡しによる交付の場合

平成22年7月13日 (火) から同月27日 (火) まで(日曜 日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法 律第178号) 第3条に規定する休日を除く。) の午前9時 から午後5時まで(午後零時から午後1時までを除く。) の間に(1)の契約条項を示す場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成22年7月13日午前9時から同月27日午後5時までの 間に高知県文化生活部情報政策課ホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141201/) で交 付する。

(3) 入札参加意思確認書の提出期限及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示 した入札参加意思確認書を平成22年7月22日(木)午後5時 までに(1)の契約条項を示す場所に持参又はファクシミリ (送信後、電話で着信を確認すること。) により提出するこ کی

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年8月3日(火)午前11時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年 8月2日(月)午後4時までに(1)の契約条項を示す場所 に必着すること。

イ 場所

高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル8階 810号 会議室

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除する。
 - イ 契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第39条及び第40条の規定による。

(2) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす る。

(3) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年7月20日(火)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない場合がある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(6) 詳細は、入札説明書による。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

平成22年7月13日

高知県警察本部長 北村 博文

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 +佐NET端末 一式

- (2) 借入物品の特質等入札説明書による。
- (3) 借入期間

平成22年11月1日から平成27年10月31日まで

(4) 借入場所

高知県警察本部並びに高知県警察本部出先所属及び各警察 B

- (5) 入札方法
- ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間 の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に 参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21~23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であるこ
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。
- (5) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目 4-30 高知県警察本部警務部会計課 用度係 電話番号088-826-0110 (内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法

平成22年7月13日(火)から同年8月11日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成22年8月23日(月)午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年 8月20日(金)午後5時までに(1)の交付場所に必着する こと。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目 4 -30 高知県警察本部 2 階 201 会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び物品を納入することができることを証明する書類を平成22年8月11日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす る。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者 とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 資格審査に関する事項

2の(2)に揚げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年8月2日(月)まで

に申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加 資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合で も、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札 参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (9) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Terminals of Tosa-NET system (General purpose notebook PCs and other equipment) 1 set
- (2) Deadline for tender (by hand): 1:30 P.M. on Monday 23 August 2010
- (3) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on Friday 20 August 2010
- (4) Contact: Police Administration Department, Accounting Division, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan

Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

平成22年7月13日

高知県警察本部長 北村 博文

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入物品の名称及び数量

四輪用運転シミュレータ(集合講習用) 一式

- (2) 借入物品の特質等入札説明書による。
- (3) 借入期間

平成23年1月1日から平成29年12月31日まで

(4) 借入場所

高知県警察本部交通部運転免許センター

- (5) 入札方法
- ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間 の賃貸借料(保守料金を含む。)の月額を入札書に記載す ること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に 参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21~23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物 品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約 を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者 であること。
- (5) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目 4-30

高知県警察本部警務部会計課 用度係

電話番号088-826-0110 (内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法

平成22年7月13日(火)から同年8月11日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- アー日時

平成22年8月23日(月)午前10時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年 8月20日(金)午後5時までに(1)の交付場所に必着する こと。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目 4 - 30 高知県警察本部 2 階 201 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び物品を納入することができることを証明する書類を平成22年8月11日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす ス

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者 とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 資格審査に関する事項

2の(2)に揚げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年8月2日(月)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (9) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
 Automobile driving simulator (for group lesson) 1 set
- (2) Deadline for tender (by hand) : 10:30 A.M. on Monday 23 August 2010

(3) Deadline for tender (by mail): 5:00 P.M. on Friday 20 August 2010 (4) Contact: Police Administration Department, Accounting Division, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)	
	Friday 20 August 2010 (4) Contact: Police Administration Department, Accounting Division, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan